

# よこはま水環境ガイドボランティア事業実施要綱

制定 平成 18 年 12 月 20 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 環創総第 990 号（局長決裁）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、「市民の財産としての下水道」の重要性に対する認識を多くの市民に  
拡げ、共有するために、水再生センターを中心とした水環境に関する広報・啓発を、自  
主的に、または本市職員と協働して実施する、よこはま水環境ガイドボランティア（以  
下、「水環境ガイド」という。）について定めることを目的とする。

## （活動内容）

第 2 条 水環境ガイドは次の活動を、自主的に、または本市職員とともに企画・実施する。

- (1) 下水道事業に関連した出前講座
- (2) 各水再生センターや下水道工事現場等の見学会
- (3) それぞれの活動に必要な研修
- (4) 定例的に、または臨時に行われるボランティア会議
- (5) その他下水道事業に関する広報・啓発活動

## （登録）

第 3 条 水環境ガイドは、登録の上、活動を行うものとする。

## （登録要件）

第 4 条 水環境ガイドの活動に参加できる条件は以下のとおりとする。

- (1) 横浜市に在住、在学、または在勤であること。
- (2) 本市が定める講習等を予め受講すること。
- (3) 水環境ガイドの事業趣旨を理解し、これに賛同していること。

## （登録の更新）

第 5 条 登録の内容は 2 年ごとに更新する。

## （活動費用）

第 6 条 水環境ガイドの活動は無償を原則とするが、本市が実施する事業に協力するため  
交通費がかかった場合には、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した交通費を  
水環境ガイドに対して支出するものとする。交通費の計算方法については、本市職員に

支給する旅費の計算方法の例によるものとする。ただし、支出対象は公共交通機関（鉄道及びバス）を利用した場合に限るものとする。

（事務局）

第7条 本事業の事務局は、横浜市下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課に設置する。

（事業推進連絡会議）

第8条 本市は事業推進のために関連部署による連絡会議を設置する。

（個人情報の管理）

第9条 本事業を進めるに当たり横浜市が得た個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）に基づき適正に管理する。

（その他）

第10条 その他、本要綱に定めのない事項で、運営上必要な事項については、下水道河川局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。